

外事犯罪捜査

ハンドブック

【第3版】

植村 誠 監修

桑名 仁
西谷 隆 原著

石島 正貴
市原 久幸 編著
鵜野澤 亮
萩岡 哲也



立花書房

第3版発行に当たって

「代を継ぐ」という言葉がある。警察官・検察官など犯罪捜査に従事する者にとって、定年を迎えて職を離れる運命を免れることはできないが、それまで培った知識や経験を後進に伝え、その責務を引き継いでいくことはできると考えている。

本書の元となった『外事犯罪捜査の手引き』は、平成21年6月の初版刊行の際に、当時、東京地方検察庁公安部の外事事件担当であった桑名副部長から、同部所属の検事4名（西谷、植村、石島、市原）に声が掛けられたことから、第一線捜査員の実務に役立つよう、外事犯罪の捜査手法一般について論じた総論部分と、態様ごとに捜査ポイントと被疑事実を記載した各論部分とに分けて工夫を凝らし、5名共同で執筆したのが最初であり、さらに、在留カードに関する罪を加筆した平成24年9月の改訂の際に、当時、同公安部外事事件担当副部長であった植村が声をかけて、同部所属の検事で、後に同部外事事件担当副部長となる鶴野澤も執筆に加わったものである。

その後、第一世代というべき桑名が退官して公証人となったことから、当時、大阪高等検察庁公安部長として、外事事件の捜査処理、公判遂行を監督していた植村がまとめ役となり、他の執筆者と協力して内容の刷新と大幅な書き換え作業を行い、平成29年2月に『外事犯罪捜査ハンドブック』として初版を刊行し、時代の変化に即して、平成30年4月、令和2年1月と加筆修正を行ってきた。

さらに、当時予定されていた入管法改正に伴い、本書の改正作業を進めていたものの、同法の改正が遅れている間に、第二世代というべき西谷、次いで植村も検察官を退官することになり、また、第三世代というべき石島ら3名についても、検察内部で昇進していく一方で、近い将来の退官を考慮しなければならない状況となってきた。そこで、今回、新たな執筆者として、平成16年任官の経験豊富な検事であり、入管行政に従事したこともある萩岡にも、いわば第四世代として執筆に参加してもらうことになった。

今回の改訂に当たっては、当初より旨としていた「外事犯罪の捜査に従事する第一線の捜査官のために、実務に即した捜査のポイントをわかりやすく解説する」というコンセプトを第一にしつつ、令和5年、6年の入管法改正に伴い、萩岡を中心とする現役の検察官によって、入管法の概要や同法違反に関する内容を大幅に加筆修正したほか、全体的に内容を確認して、最新の情報を盛り込み、外国人が被害者・加害者として関与することの多い人身売買罪についても新たに書き加えるなどした上で、植村において調整を行って、内容を刷新し、さらに、立花書房編集部の馬場野部長の要望を容れて、関係する書類の見本等を参考資料として添付することにもなった。なお、令和7年6月1日以降、懲役刑と禁錮刑は拘禁刑に一本化されるため、本書でも、事実記載例の罰条等では拘禁刑を用いているが、法令や過去の文書等に触れる部分は、従前の記載のままにしているところもある。

もとより本書は、私達執筆者の知識・経験だけではなく、警察等関係機関を含む先輩、同僚といった先人達の実務の蓄積及び研究結果を、第一線で職務を尽くしている捜査員の実務に役立つよう、わかりやすくまとめたものである。冒頭に述べたとおり、著者の一部は犯罪捜査の職から離れることになったが、「代を継ぐ」ことによって、犯罪捜査に従事する者の間で、世代や組織を超えて、知識や経験はもちろんのこと、犯罪と闘い、国民の生活を守っていききたいという精神が後進に引き継がれていくものと信じており、そのためにも、今後も、本書が多くの方に利用され、それぞれの職務に少しでも役立つことを願っている。

令和7年5月

監修者	植 村	誠（元金沢地方検察庁検事正、公証人）
原著者	栗 名	仁（元公証人）
	西 谷	隆（公証人）
著 者	石 島	正 貴（名古屋高等検察庁刑事部長）
同	市 原	久 幸（元名古屋高等検察庁金沢支部長、公証人）
同	鵜野澤	亮（東京高等検察庁検事）
同	萩 岡	哲 也（大阪地方検察庁検事）

第2版発行に当たって

本書の元となった『外事犯罪捜査の手引き』は、平成21年6月の初版刊行の際に、当時、東京地方検察庁公安部の外事事件担当であった栗名副部長から、同部所属の検事4名（西谷、植村、石島、市原）に声が掛けられたことから、第一線捜査員の実務に役立つよう、外事犯罪の捜査手法一般について論じた総論部分と、態様ごとに捜査ポイントと被疑事実を記載した各論部分とに分けて工夫を凝らし、5名共同で執筆したのが最初であり、さらに、在留カードに関する罪を加筆した平成24年9月の改訂の際に、当時同公安部所属の検事であった鵜野澤も執筆に加わったものである。

その後、立花書房出版部の馬場野武課長（当時）から改訂の話をいただいて、在日米軍関係者による犯罪に対する捜査実務や新たに導入された取調べの録音・録画を前提にした外国人被疑者の取調べ・供述調書作成方法について大幅に加筆するとともに、各論の犯罪事実記載例・捜査ポイントについては、最新の捜査・公判実務に即して全面的に見直した上、犯罪の国際化に対応して、国際的マネーロンダリング、不正輸出・輸入、外国公務員贈賄、海賊行為を新たに執筆して、平成29年2月に『外事犯罪捜査ハンドブック』として初版を刊行したのが本書である。その際は、当時、栗名が退官して公証人となっていたことから、大阪高等検察庁公安部長として、外事事件の捜査処理、公判遂行を監督していた植村がまとめ役となり、他の執筆者と協力して書き換え作業を行った。

幸い売れ行き好調で、増刷を経て、今回上記馬場野出版部長に話をいただき、本書改訂版刊行に至ったが、この機に平成30年4月初版第2刷で加筆した捜査共助や犯罪人引渡の実例、新たな捜査手法であるリモートアクセスに関する注意事項、偽装嫡出子案件に関する最新判例の動向のほか、昨今の激しい出入国在留管理の変動の動きの中で、新たに設けられた虚偽申請罪の解説、出入国在留管理庁への組織改編（それに伴う不法残留の罪・資格外活動の罪・在留カードに関する罪等に関する被疑事実・罰条の修正）、在留資格における特定技能の新設、

録音・録画の進展に伴う取調べ手法の変化等についても新たに書き加え、他にも必要な箇所には加除修正を行って、新たな令和の時代を迎えるに当たり内容を刷新した。

今回の改訂版である第2版の編著に当たっても、執筆者は、現在、東京地方検察庁公安部において外事事件担当の副部長を務める者など、皆、捜査・公判の現場における指揮や決裁を通じて、日々変動する外事犯罪と向き合ってきたものであり、栞名が旨とした「外事犯罪の捜査に従事する第一線の捜査官のために、実務に即した捜査のポイントをわかりやすく解説する」というコンセプトを第一にしている。

今後も、本書が多くの方に利用され、それぞれの職務に少しでも役立つことを願っている。

令和2年1月

原著者	栞 名	仁（鶴見公証役場公証人）
編著者	西 谷	隆（水戸地方検察庁検事正）
	同 植 村	誠（金沢地方検察庁検事正）
	同 石 島	正 貴（東京地方検察庁立川支部副部長）
	同 市 原	久 幸（札幌地方検察庁総務部長）
	同 鵜野澤	亮（東京地方検察庁公安部副部長）

監修のことば～初版発行に当たって～

本書の元となった『外事犯罪捜査の手引き』は、当時、東京地方検察庁公安部の外事事件担当副部長であった私が中心となり、同部に所属していた検事がそれぞれの担当部分を分担して執筆し、平成21年6月に刊行されたものである。

幸いにして売れ行きも好調であつたらしく、平成23年5月、平成24年9月と改訂版を刊行したが、その後、各執筆者が公安部から離れ、地方勤務となるなどしたため、更なる改訂は頭にも浮かばない状態となっていた。

ところが昨年、立花書房出版部の馬場野武課長から、改訂のお話をいただいたため、当時の執筆者に相談したところ、全員快く改訂作業を引き受けていただいた結果、今回の本書の発行となった次第である。

今回は、大阪高等検察庁公安部長として、外事事件の捜査処理、公判遂行を指揮している植村誠検事が中心となり、執筆者が主に各自の担当部分に手を入れ、最終的には全員で原稿をチェックして完成させたもので、大幅な書き換えを伴ったため、これを機に、書名を立花書房の類書の著作名に合わせ、『外事犯罪捜査ハンドブック』に改めた。

外事犯罪の捜査に従事する第一線の捜査官のために、実務に即した捜査のポイントをわかりやすく解説するという旧書の特徴は維持したうえ、直近の外国人犯罪の現状、入管法改正の動向を反映し、最近問題となっている在日米軍関係者による犯罪に対する捜査実務について大幅に加筆し、また、新たな動きである取調べの録音・録画を前提にした外国人被疑者の取調べ・供述調書作成方法を新たに書き起こした。また、各論の犯罪事実記載例・捜査ポイントについては、最新の捜査・公判実務に即して全面的に見直した上、犯罪の国際化に対応して、国際的マナーロンダリング、不正輸出・輸入、外国公務員贈賄、海賊行為を新たに執筆した。これにより、内容的に充実し、ますます第一線の捜査官の執務に役立つものになったものと自負している。

なお、私事ではあるが、私は、既に検察官を退官し、一昨年から公証人として執務しているが、公証役場に出入りしている司法書士、行政書士の何人かから、仕事上旧書を利用しているという思いもかけぬ話を聞き、大変うれしく思ったものである。

今後も、本書が多くの方に利用され、それぞれの職務に少しでも役立つことを願っている。

平成29年 2 月

監修者

初版第 2 刷発行に当たって

初版第 2 刷発行に当たり、今回も植村誠検事（鳥取地方検察庁検事正）が中心となり、外国人犯罪の現状を大幅に削除する一方、捜査共助や犯罪人引渡の実例、新たな捜査手法であるリモートアクセスに関する注意事項、偽装嫡出子案件に関する最新判例の動向等を書き加えた。

平成30年 4 月

監修者

外事犯罪捜査ハンドブック【第3版】／目次

第3版発行に当たって
 第2版発行に当たって
 監修のことば～初版発行に当たって～
 初版第2刷発行に当たって

第1編 外事犯罪 総論

第1章 外国人犯罪の特徴と対策

第1節 外国人犯罪の特徴

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 犯罪の組織性 | 4 |
| 2 | 犯罪の営利性 | 4 |
| 3 | 犯罪の国際性 | 5 |

第2節 外国人犯罪への対策

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 国内関係機関との連携 | 6 |
| | (1) 出入国在留管理庁 | 6 |
| | (2) 海上保安庁 | 7 |
| | (3) その他の機関 | 8 |
| | (4) 連携の重要性 | 8 |
| 2 | 刑事手続の国際化 | 9 |

第2章 外国人の出入国在留管理制度

第1節 はじめに

1 出入国在留管理制度	12
-------------------	----

第2節 法令・組織

1 外国人の出入国及び在留に関する管理	13
---------------------------	----

第3節 外国人の入国及び上陸

1 入国の要件	14
2 上陸手続	15
(1) 通常の上陸手続	15
(2) 特例上陸の手続	17
(3) 仮上陸の手続	17

第4節 外国人の在留管理

1 在留資格	18
2 在留資格の変更、在留期間の更新	20
3 在留資格の取消し	21
4 在留カード	21
(1) 創設の経緯	21
(2) 制度の概要	22
(3) その他	23

第5節 出 国

1 出国の管理	24
---------------	----

第6節 退去強制手続

1 退去強制事由	25
2 入管当局の調査・審査	25
3 送還の実施	26
4 収容以外の措置	28
(1) 出国命令	28
(2) 監理措置制度	29
(3) 仮放免制度	31
5 警察官・検察官から入国警備官への身柄引渡し	32

第7節 難民認定手続

1 難民の認定等	33
2 仮滞在	34
3 送還停止効の例外規定の新設	34

第3章 外斯事件の一般的捜査事項

第1節 外国人の身上確認

- 1 人定事項確定の必要性 36
- 2 人定事項確定のための捜査方法 36
 - (1) 旅券等 36
 - (2) 乗員手帳 38
 - (3) 本国からの出生証明書等の取り寄せについて 38
 - (4) その他の証拠収集方法 40
- 3 人定事項が確定できない場合の措置について 42

第2節 外国人に対する強制捜査

- 1 逮捕・勾留 43
 - (1) 逮捕・勾留の際の被疑事実等の告知 43
 - (2) 弁解録取手続 44
- 2 領事官通報 46
 - (1) 領事官通報制度 46
 - (2) 通報についての意思確認 46
 - (3) 通報すべき事項及び方法 47
 - (4) 面談及び親書の発受等 48
 - (5) 二国間条約による取扱い 49
 - (6) その他取扱いに留意すべき国等 50
- 3 退去強制手続との関係、入管との連携 51
 - (1) 逮捕・勾留と退去強制手続との関係 51
 - (2) 入管との連携の必要性 52
 - (3) 司法警察員による直送規定 53
 - (4) 収容中の外国人の出廷、証人尋問 54

4 一審判決後の再勾留について	55
(1) 身柄拘束の必要性	55
(2) 身柄拘束の方法	55
(3) 実 例	56
5 外交特権について	57
(1) 意 義	57
(2) 外交特権の主体	58
(3) 外交特権の内容	60
(4) 捜査上の留意点	64
6 在日米軍関係者による犯罪	64
(1) 刑事裁判権の所在について	64
(2) 手続の流れ	68
(3) そ の 他	72

第3節 外国人の取調べ・供述調書作成

1 はじめに	73
2 通訳の要否及び通訳人の選任を巡る問題点等	74
(1) 通訳の要否	74
(2) 通訳人の確保	76
(3) 通訳人が迅速に確保できない場合の処置等	76
3 通訳人との関係における留意事項全般	79
(1) 一般的な留意事項	79
(2) 通訳人の安全確保	79
(3) 通訳人の果たすべき役割	81
4 通訳人との事前打合せ及び取調べ開始後の留意事項等	82
(1) 通訳人との事前打合せ	82
(2) 取調べの開始と通訳人の通訳に問題がないことの確認	83
(3) 捜査官の発問	83
(4) 風俗や習慣等の違いへの配慮	84

5	通訳人による通訳を介した取調べに基づく供述調書の作成	85
(1)	外国語による供述調書の作成の可否	85
(2)	供述調書における表現等	85
(3)	供述調書の信用性を高める他の工夫	89
(4)	供述調書の読み聞け（読み聞かせ）・閲覧	89
6	外国人被疑者の取調べを録音・録画する場合の留意事項等	90
(1)	はじめに	90
(2)	通訳人への配慮	90
(3)	取調べの際の留意事項	92
7	取調べの録音・録画制度	94
(1)	録音・録画制度の概要	94
(2)	録音・録画義務の対象となる事件の範囲	95
(3)	録音・録画義務の対象となる取調べの範囲	95
(4)	録音・録画義務の例外事由	96
8	外国人被疑者の取調べを録音・録画しない場合の留意事項等	97
9	外国人被疑者特有の理由により否認していることがうかがわれる 場合の対応等	99
(1)	外国人被疑者の否認	99
(2)	外国人被疑者に特有の否認の理由を取り除くこと	99

第4節 その他の留意事項

1	退去強制予定者の証人尋問	102
2	証拠品の取扱い	104
3	入国審査官による外国人の出国の確認の留保制度	104

第4章 国外における捜査

第1節 国外における捜査の必要性

1 はじめに	108
--------	-----

第2節 証拠収集の具体的な方法

1 国際捜査共助について	111
(1) 国際捜査共助の概要	111
(2) 捜査共助の要件	112
(3) 捜査共助の手続	113
(4) 捜査共助によって得られた証拠の証拠能力	114
(5) 収集証拠を利用するに当たっての留意点	115
(6) 捜査共助に関する刑事共助条約	116
2 ICPOを介した情報、資料の収集	116
3 その他の証拠収集及び裁判における顕出方法	118
(1) 司法共助	118
(2) 証人尋問のための受刑者移送	118
(3) さまざまな証拠収集手法及び裁判における顕出方法	119
(4) リモートアクセスに関する注意事項	121

第3節 犯罪人の引渡し

1 国外に逃亡した犯罪者の身柄を確保する方法	124
2 犯罪人引渡手続	124
(1) 犯罪人引渡手続の概要	124
(2) 犯罪人引渡しに関する伝統的諸原則	126
(3) 我が国の犯罪人引渡制度（犯罪人引渡しの手続・要件等）	129
(4) 引渡し後の取扱いの制限（特定主義）	133
3 国外退去	134

第4節 刑罰の執行

1 裁判執行段階の国際協力	135
2 代理処罰	136

第5節 犯罪人引渡しの実例

1 国外に逃亡するなどした犯罪者の身柄を確保した事例	137
(1) 犯罪人引渡手続により引渡しを受けた例	137
(2) 国外退去処分を利用して被疑者の身柄を確保した例	138
2 他国から日本へ犯罪人引渡請求をされた事例（張振海事件）	138
3 その他参考事例（死刑が問題とされた米国から英国への 犯罪人引渡請求（ソーリング事件））	139

第5章 即決裁判手続

第1節 即決裁判

1	はじめに	142
2	手続の概要	142
3	対象事件	143
4	具体的な即決裁判の手続	143
5	その他	144

第2編 外事犯罪 各論
(構成要件の概要、捜査方法、注意点、記載例等)

第1章 出入国管理及び難民認定法違反の罪

第1節 旅券不携帯罪

1 概 要	150
2 ポ イ ン ト	151
3 捜 査 事 項	151
4 事 実 記 載 例	152
記載例Ⅰ 旅券不携帯の罪	152
記載例Ⅱ 旅券提示拒否罪	153

第2節 不法入国罪

1 概 要	154
(1) 入国、上陸、在留の概念について	154
(2) 不法入国の定義	155
2 ポ イ ン ト	156
3 捜 査 事 項	157
4 事 実 記 載 例	158
記載例Ⅰ 有効な旅券（乗員については乗員手帳）を 所持していなかった事案	158
記載例Ⅱ 有効な旅券（乗員については乗員手帳）を 所持していた事案	160
記載例Ⅲ 偽造旅券を使用して入国した事案で、 不法入国罪とともに偽造旅券等の所持罪を立件する例	161
記載例Ⅳ 船舶による入国で、上陸前に検挙された事案	162
記載例Ⅴ 入国場所等が特定できない事案	163

第3節 不法上陸罪

1 概 要	164
2 ポイント	164
3 捜査事項	166
4 事実記載例	167
記載例Ⅰ 不法上陸のみを立件する例	
(本邦の領海・領空内に入った後に犯意が発生した事案)	167
記載例Ⅱ 乗員(船舶又は航空機の乗務員)による不法上陸事案	168

第4節 不法在留罪

1 概 要	169
2 ポイント	170
(1) 不法入国、不法上陸、不法在留の関係	170
(2) 即決裁判手続の利用について	171
(3) 難民の取扱いについて	172
3 捜査事項	173
4 事実記載例	174
記載例Ⅰ 不法在留罪のみを立件する例	
(入管法3条1項1号の不法入国事案)	174
記載例Ⅱ 不法在留罪のみを立件する例	
(入管法3条1項2号の不法入国事案)	176
記載例Ⅲ 不法在留罪のみを立件する例(不法上陸事案)	177
記載例Ⅳ 記載例Ⅰのケースで不法入国罪と不法在留罪を立件する例	
(入管法3条1項1号の不法入国事案)	178
記載例Ⅴ 記載例Ⅱのケースで不法入国罪と不法在留罪を立件する例	
(入管法3条1項2号の不法入国事案)	179
記載例Ⅵ 記載例Ⅲのケースで不法上陸罪と不法在留罪を立件する例	180
記載例Ⅶ 乗員(船舶又は航空機の乗務員)による不法在留罪のみを立件する例(不法上陸事案)	181

記載例Ⅷ 乗員（船舶又は航空機の乗務員）による不法上陸罪と

不法在留罪を立件する例 182

記載例Ⅸ 他人名義旅券等の所持罪を不法入国罪・不法在留罪とともに

立件する例 183

第5節 不法残留罪

1 概 要 184

2 ポ イ ン ト 186

(1) 人定の必要 186

(2) 在留期間の更新等手続と不法残留罪の成否 186

3 捜 査 事 項 189

4 事 実 記 載 例 190

記載例Ⅰ 正規入国後の不法残留 190

記載例Ⅱ 正規入国後、在留資格の変更又は在留期間の更新の申請をしたが、それに対する処分がなく2か月が経過して、不法残留となった場合（平成31年4月1日以降に特例期間が始まる場合） 191

記載例Ⅲ 正規入国後、在留資格の変更又は在留期間の更新の申請をしたが、それに対する処分がなく2か月が経過して不法残留となった場合（平成31年3月31日より前に特例期間が終了し、不法残留期間が同日以前に始まっていた場合） 193

記載例Ⅳ 正規入国後、在留資格の変更又は在留期間の更新の申請をしたが、申請後2か月以内に不許可処分があつて不法残留となった場合（平成31年4月1日以降に特例期間が始まり、不許可となった場合） 195

記載例Ⅴ 正規入国後、在留資格の変更又は在留期間の更新の申請をしたが、申請後2か月以内に不許可処分があつて不法残留となった場合（特例期間の開始や不許可が平成31年3月31日より前であり、不法残留期間が同日以前に始まっていた場合） 197

記載例Ⅵ 在留特別許可を受けた者の不法残留 199

記載例Ⅶ 上陸拒否事由非該当性に関する不正手段判明による
在留資格取消後の不法残留 200

記載例Ⅷ	在留資格取消しに伴う出国猶予期間経過後の不法残留	202
記載例Ⅸ	仮上陸後の逃亡等	203
記載例Ⅹ	寄港地上陸許可による特例上陸期間経過後の不法残留	204
記載例Ⅺ	乗員上陸許可による特例上陸期間経過後の不法残留	205
記載例Ⅻ	数次乗員上陸許可取消しによる 出国猶予期間経過後の不出国	206
記載例Ⅼ	国籍離脱者等による滞在期間経過後の不法残留	207
記載例Ⅽ	出国命令に係る出国期限経過後の不法残留	208
記載例Ⅾ	出国命令取消後の不法残留	209
記載例Ⅿ	難民認定申請中の仮滞在期間経過後の不法残留	210

第 6 節 集団密航助長罪

1	概 要	211
2	ポイント	212
	(1) 集団密航者の意義	212
	(2) その他の要件	213
	(3) 集団密航の方法	213
3	捜査事項	214
4	事実記載例	215
	記載例Ⅰ 船舶を利用して入国させた事案	215
	記載例Ⅱ 航空機を利用して入国（更に上陸）させた事案	217
	記載例Ⅲ 虚偽の手段を使用して入国・上陸させた事案	218
	記載例Ⅳ 船舶を利用して本邦に向けて輸送し、入国させ、 更に本邦内で輸送して上陸させた事案	220
	記載例Ⅴ 船舶等の準備罪	222
	記載例Ⅵ 集団密航者の収受等の罪	223
	記載例Ⅶ 集団密航者の収受等の予備罪	224

第7節 不法入国等の幫助的行為、予備的行為の罪

1 概 要	225
2 事実記載例	227
記載例Ⅰ 営利目的不法入国等援助罪（入管法74条の6）	227
記載例Ⅱ 他人の不法入国等の実行を容易にするための難民旅行証明書等 不正受交付の罪（入管法74条の6の2第1項1号）	228
記載例Ⅲ 不法入国を容易にする目的で偽造旅券を提供した罪 （入管法74条の6の2第1項2号イ）	229
記載例Ⅳ 不法入国を容易にする目的で他人名義の旅券など効力のない 旅券を提供した罪（入管法74条の6の2第1項2号ロ）	230
記載例Ⅴ 自己目的の難民旅行証明書等不正受交付の罪 （入管法74条の6の2第1項3号）	231
記載例Ⅵ 不法入国者等蔵匿・隠避罪（入管法74条の8）	232

第8節 虚偽申請罪

1 概 要	233
2 ポイント	235
3 捜査事項	236
4 事実記載例	237
記載例Ⅰ 上陸許可証印事案	237
記載例Ⅱ 在留資格変更許可申請事案	238
記載例Ⅲ 在留期間更新許可申請事案	239

第9節 資格外活動の罪

1 概 要	240
2 ポイント	241
3 捜査事項	242
4 事実記載例	243
記載例Ⅰ 入管法70条1項4号違反（同法19条1項1号）	243
記載例Ⅱ 入管法70条1項4号違反（同法19条1項2号） （無許可就労）	244

記載例Ⅲ 入管法70条1項4号違反（同法19条1項2号）

（条件違反の許可外就労） 245

記載例Ⅳ 入管法70条1項9号違反

（退去強制令書発付前の無許可就労） 246

記載例Ⅴ 入管法70条1項9号違反

（退去強制令書発付前の許可外就労） 247

記載例Ⅵ 入管法70条1項10号違反

（退去強制令書発付後の無許可就労） 248

記載例Ⅶ 入管法73条違反 249

記載例Ⅷ 資格外活動幫助 250

第10節 不法就労助長罪

1 概 要 251

2 ポ イ ン ト 253

3 捜 査 事 項 254

4 事実記載例 255

記載例Ⅰ 個人経営者処罰の事案 255

記載例Ⅱ 法人処罰の事案 256

記載例Ⅲ 自己の支配下に置く行為の罪 257

記載例Ⅳ 不法就労あっせん行為の罪 258

記載例Ⅴ 就労活動が在留資格に対応しているかの確認が不十分だった
場合（入管法73条の2第2項1号に該当するが、同条1項のみ
を適用する場合と同じ記載をする例） 259

記載例Ⅵ 就労活動が在留資格に対応しているかの確認が不十分だった
場合（入管法73条の2第2項1号に該当し、確認が不十分であ
った旨を明記する例） 260

記載例Ⅶ 資格外活動の許可の確認が不十分だった場合（入管法73条の
2第2項2号に該当し、確認が不十分であった旨を明記する例）
261

記載例Ⅷ 在留資格の確認が不十分だった場合（入管法73条の2第2項
3号に該当） 262

第11節 在留カードに関する罪

1 概 要	263
(1) 在留カードに関する虚偽届出、届出等義務違反の罪	263
(2) 在留カードの受領義務、提示義務、常時携帯義務違反の罪	266
(3) 在留カードの偽造・変造等に関する罪	266
2 ポイント	268
3 事実記載例	270
記載例Ⅰ 虚偽届出の罪（新規上陸後の住居地の虚偽届出）	270
記載例Ⅱ 届出等義務違反の罪（新規上陸後の住居地の不届出）	271
記載例Ⅲ 在留カードの携帯義務違反の罪	272
記載例Ⅳ 在留カードの提示義務違反の罪	273
記載例Ⅴ 在留カードの偽造・変造罪	274
記載例Ⅵ 偽造・変造在留カードの行使罪	275
記載例Ⅶ 偽造・変造在留カードの收受罪	276
記載例Ⅷ 偽造・変造在留カードの所持罪	277
記載例Ⅸ 偽変造目的での器械又は原料の準備罪	278
記載例Ⅹ 他人名義の在留カードの行使罪	279
記載例Ⅺ 他人名義の在留カードの所持罪	280
記載例Ⅻ 自己名義の在留カードの提供罪	281

第12節 その他の入管法違反の罪

1 不法出国罪	282
(1) 概 要 282	
(2) 事実記載例 283	
記載例Ⅰ 外国人による不法出国罪 283	
記載例Ⅱ 日本人による不法出国罪 284	
2 難民認定に関する罪、退去強制手続に関する罪など	285
(1) 概 要 285	
(2) 事実記載例 286	
記載例Ⅰ 不正の手段によって難民の認定を受ける罪	
(入管法70条1項9号) 286	
記載例Ⅱ 監理措置条件違反による逃亡罪（入管法72条3号）	287
記載例Ⅲ 監理措置条件違反による不出頭罪（入管法72条3号）	288
記載例Ⅳ 仮放免条件違反による逃亡罪（入管法72条6号）	289
記載例Ⅴ 仮放免条件違反による不出頭罪（入管法72条6号）	290
記載例Ⅵ 退去命令違反罪（入管法72条7号）	291
記載例Ⅶ 出国命令条件違反による逃亡罪（入管法72条8号）	292
記載例Ⅷ 仮滞在許可条件違反による逃亡罪（入管法72条9号）	293

第2章 出入国管理及び難民認定法違反以外の罪

第1節 旅券法違反

1 概 要	296
2 事実記載例	298
記載例Ⅰ 旅券等の不正取得のうち虚偽申請の罪 (旅券法23条1項1号)	298
記載例Ⅱ 旅券等の不正取得のうち、他人名義旅券取得の罪 (旅券法23条1項1号)	299
記載例Ⅲ 他人名義旅券等の行使の罪 (旅券法23条1項2号)	301
記載例Ⅳ 自己名義旅券譲渡の罪 (旅券法23条1項3号)	302
記載例Ⅴ 旅券返納命令違反の罪 (旅券法23条1項6号)	303
記載例Ⅵ 渡航禁止地域への渡航の罪 (旅券法23条4項1号)	304

第2節 偽装結婚等

1 概 要	305
2 ポイント	305
(1) 総 論	305
(2) 偽装嫡出子	307
(3) 偽 装 認 知	308
(4) 虚 偽 申 請	310
3 捜 査 事 項	311
(1) 偽装結婚の捜査事項	311
(2) 偽装嫡出子の事案	312
(3) 虚偽申請の事案	312
4 事実記載例	313
記載例Ⅰ 公正証書原本不実記載罪適用の事案	313
記載例Ⅱ 電磁的公正証書原本不実記録罪適用の事案	314

記載例Ⅲ	偽装嫡出子	315
記載例Ⅳ	偽装認知	316
記載例Ⅴ	虚偽申請罪事案	317
記載例Ⅵ	虚偽申請罪（共犯者を立件する場合）	318

第3節 人身売買

1	概 要	319
2	ポイント	320
3	捜査事項	321
4	事実記載例	323
	記載例Ⅰ 人身買受けの罪	323
	記載例Ⅱ 未成年者買受け	324
	記載例Ⅲ 営利人身買受け	325
	記載例Ⅳ わいせつ人身買受け	326
	記載例Ⅴ 人身売渡し	327

第4節 マネーロンダリング

1	概 要	328
2	ポイント	328
3	捜査事項	330
4	事実記載例	332
	記載例Ⅰ マネーロンダリング	332

第5節 銀行法違反

1	概 要	334
2	ポイント	334
3	捜査事項	335
4	事実記載例	336
	記載例Ⅰ 典型的な事案	336
	記載例Ⅱ 外国での支払が先行する事案	337

第6節 不正輸出・不正輸入

1 概 要	338
2 ポイント	339
(1) 一定以上のスペック・機能を持つ資機材の無許可輸出	339
(2) 北朝鮮向け無承認輸出	340
(3) 北朝鮮からの無承認輸入	341
3 捜査事項	341
4 事実記載例	343
記載例Ⅰ 一定以上のスペック・機能を持つ資機材の無許可輸出	343
記載例Ⅱ 北朝鮮向け無承認輸出	345
記載例Ⅲ 北朝鮮からの無承認輸入	347

第7節 外国公務員贈賄

1 概 要	349
2 ポイント	349
3 捜査事項	351
4 事実記載例	352
記載例Ⅰ 外国公務員贈賄	352

第8節 海賊行為

1 概 要	354
2 ポイント	355
3 捜査事項	355
4 事実記載例	357
記載例Ⅰ 海賊行為	357

第3章 その他の資料編

第1節 外国人の氏名の記載（表記）方法

1 氏名の順序	360
2 表記の方法	360
3 具体例について	361
(1) 基本的なもの	361
(2) 中国人の漢字の記載方法	361
(3) 在日外国人	361
(4) 日本人と婚姻している外国人	362
(5) その他のもの	362

第2節 入管手続資料（2024年度版「出入国在留管理（出入国在留管理庁編）」より）

1 はじめに	364
(1) 上陸審査の流れ	365
(2) 在留資格一覧表	366
(3) 在留カード（表面・裏面）	370
(4) 特別永住者証明書（表面・裏面）	371
(5) 退去強制手続の流れ	372
(6) 難民等の認定手続の概要	373

第3節 入管法施行規則別記様式

1 はじめに	374
(1) 在留期間更新許可申請書	375
(2) 在留資格変更許可申請書	377
(3) 難民旅行証明書	379
(4) 監理措置決定通知書	382
(5) 収容令書（50号）	384

(6)	在留資格取消通知書（37号の17）	386
(7)	在留資格取消通知書（37号の16）	388
(8)	上陸許可証印（7号の2）	389
(9)	上陸許可証印（7号）	390
(10)	出国命令書	391
(11)	退去の命令書	393
(12)	難民認定証明書	394
(13)	仮滞在許可書	395
(14)	難民不認定処分通知書	397
(15)	退去命令書	398
(16)	仮上陸許可書	399
(17)	寄港地上陸許可証印（18号の2）	400
(18)	寄港地上陸許可証印（18号）	401
(19)	収容令書（16号の2）	402
(20)	乗員上陸許可書	404
(21)	在留カード	406
(22)	資格外活動許可証印	407
(23)	資格外活動許可書	408
(24)	一時庇護許可書	409
(25)	遭難による上陸許可書	411
(26)	外国人入国記録（EDカード）	412
(27)	退去強制令書	413
(28)	仮放免許可書	414

第 1 編

外事犯罪 総論

第 1 章 外国人犯罪の特徴と対策

第 2 章 外国人の出入国在留管理制度

第 3 章 外事事件の一般的捜査事項

第 4 章 国外における捜査

第 5 章 即決裁判手続

第1章

外国人犯罪の特徴と対策

第1節 外国人犯罪の特徴

第2節 外国人犯罪への対策

第
1
節

外国人犯罪の特徴

1 犯罪の組織性

犯罪を目的として来日する不良外国人は、偽造旅券を入手したり、密航船に乗ったりする必要があり、そのために入国の当初から「蛇頭」など犯罪組織と関係しているケースが多く、また、来日外国人は、各地でコミュニティを形成し、その中で生活していることから、必然的に同国人とのつながりがあり、それが組織化の原因の一つともなっている。

特に、職業的スリグループによる集団スリ事犯、凶器を用いた集団強盗事犯、ピッキングなどの工具を用いた集団窃盗事犯や、組織的なクレジットカード詐欺、不正データを入力したスマートフォン決済を用いた詐欺などでは、事前の役割分担に基づいて職業的に繰り返されるところに特徴がある。

また、これらの犯罪の場合、仮にメンバーの一人が逮捕されても、組織の内情や他のメンバーのことに決して口を割ろうとしないなど、結束力が強いのも特色の一つである。

2 犯罪の営利性

前記のような組織的詐欺の首謀者、集団密航等不法入国における蛇頭等の組織や、本邦内における地下銀行、偽装結婚、他人名義旅券の取得等のケースに関与するブローカー等の組織は、これらの犯罪により大きな利益を得ているものと思われる。

外国人犯罪を防止するためには、これら不法な利益の流れを追求し、組織の実態を解明してこれを撲滅する必要がある。

第2章

外国人の出入国在留管理制度

- 第1節 はじめに
- 第2節 法令・組織
- 第3節 外国人の入国及び上陸
- 第4節 外国人の在留管理
- 第5節 出 国
- 第6節 退去強制手続
- 第7節 難民認定手続

はじめに

1 出入国在留管理制度

主権国家においては、自国及び自国民の利益を守るため、国益に照らして好ましくない外国人を排除できるとされ、その帰結として、自国に入国し在留しようとする外国人について、その出入国の許可、不許可を決定し、在留中の活動及び在留期間等に一定の制限を設けることができるとされており、我が国においても、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）等の法令による出入国在留管理制度を定めている。

不良外国人が、出入国時あるいは本邦在留中に同管理違反行為を実行し、それが刑事罰の対象となるケースがしばしば見られるほか、一般刑事事件を犯した外国人についても退去強制事由が認められる場合には、刑事手続と退去強制手続との調整が必要となることから、外国人による犯罪捜査に当たっては出入国在留管理制度の理解が不可欠となる。

そこで、この章では、外国人の出入国在留管理制度及び退去強制手続について概観することとする。

なお、平成21年法律第79号（平成24年7月9日施行）により、外国人登録法が廃止され、新たに在留カード制度が導入されるなど、在留外国人の管理制度は、かつてのものから大きく改められた。

また、平成30年法律第102号（一部の規定を除き、平成31年4月1日施行）の入管法及び法務省設置法改正により、出入国在留管理庁（法務省外局）が設置された。

さらに、令和5年法律第56号（一部の規定を除き、令和6年6月10日施行）の入管法改正により、送還忌避問題及び収容を巡る諸問題の解決等を目的として、在留特別許可の申請手続、罰則付き退去命令制度、収容に代わる監理措置制度、補完的保護対象者認定制度、送還停止効の例外規定等が創設された。

第3章

外事事件の一般的捜査事項

- 第1節 外国人の身上確認
- 第2節 外国人に対する強制捜査
- 第3節 外国人の取調べ・供述調書作成
- 第4節 その他の留意事項

第
1
節

外国人の身上確認

外国人が被疑者であった場合においても、刑法の属地主義（刑法1条1項）により、基本的に日本人と同一の刑罰規定が適用され、例外として入管法が外国人にのみ適用される。

刑事手続に関する規定についても同様である。

ここでは、これらに共通する捜査事項である外国人被疑者特有の人定確認方法について述べる。

1 人定事項確定の必要性

刑事手続において、人定事項を確定することは、被疑者本人であることを特定するため、また、少年法適用の有無を判断するためにも、捜査における基本的事項であり、外国人犯罪の捜査においても何ら変わりはない。

しかも、外国人犯罪においては、不法残留罪のように、当該外国人について有効な在留資格と在留期間の定めがある場合に成立する犯罪のケースでは、当該被疑者の人定が確認されることが擬律判断の前提となる場合があり、また、外交官のように外交特権を有する者、米軍関係者のように特殊な手続が必要となる者等が存在する。

しかしながら、外国人被疑者については、我が国の戸籍制度が利用できないため、邦人の被疑者と比較して格段の捜査上の難点が生じてくる。

2 人定事項確定のための捜査方法

(1) 旅 券 等

ア 種 類

一般に、外国人の身分関係を証明しようとした場合に最も利用されるのは、旅券及び旅券に準ずるような公的な証明書である。

第4章

国外における捜査

- 第1節 国外における捜査の必要性
- 第2節 証拠収集の具体的な方法
- 第3節 犯罪人の引渡し
- 第4節 刑罰の執行
- 第5節 犯罪人引渡しの実例

第
1
節

国外における捜査の必要性

1 はじめに

外国人犯罪捜査においては、人定等の基礎資料が当該外国人の本国にしかない場合も多く、また、犯行準備や共謀等、犯行の一部が国外で行われている場合、犯行後に本人や共犯者が本国に逃亡し、あるいは、犯罪収益を本国に送金している場合など、外国に所在する情報・証拠を収集しなければならない場合が多い。

しかしながら、捜査機関が外国の領域内で捜査活動を行うことは、当該国の主権侵害の問題を生じるおそれがあり、直接の捜査活動は行えないのが実情である。

我が国の場合、外国の捜査機関が我が国の領域内で捜査活動を行うことは、任意捜査であっても認めていないため、相互主義の観点から、我が国の捜査機関が外国で捜査活動を行うことも差し控える必要がある（例えば、米国などは、外国の捜査機関が国内で捜査活動を行うことを認めているようであるが、前記の理由により、我が国の捜査官は米国内においても捜査活動を行うべきではない。なお、刑事訴訟法の問題として、そもそも同法の適用範囲は日本国内に限られており、同法の適用領域外である外国で同法に定める捜査活動を行うこともできないとする見解もあるが、刑法は国外犯の処罰も予定していることなどに照らせば、日本国外における刑事訴訟法の適用を全否定し、国外における捜査活動を違法とする理由はないというべきである。）。

例えば、我が国の捜査機関が、外国に所在する者に電話をかけて事情を聴取するような行為であっても、相手国から主権侵害と見なされるおそれがあり、問題なしとはいえない。

したがって、必要な証拠が外国に存在する場合、外交ルートを通じて、当該国に捜査共助を要請するなど、直接の捜査権限の行使以外の方法を講じて、その収集に努めなければならない。

第5章

即決裁判手続

第1節 即決裁判

第
1
節

即 決 裁 判

1 はじめに

刑事訴訟法350条の16から350条の29までは、争いのない明白・軽微な事案について、簡易・迅速に審理・裁判を行う、即決裁判手続に関する規定である。

例えば、薬物の単純な所持・使用事件、不法残留事件等が、即決裁判手続適用の典型的類型であり、外国人犯罪捜査に従事する者にとって、即決裁判手続に対する理解は必要不可欠である。ここでは即決裁判手続について概説する。

2 手続の概要

即決裁判手続は、争いのない明白・軽微な事案について、迅速に審理・判決を行うもので、拘禁刑を科す場合は必ず執行猶予を付さなければならず、その反面、判決で認定された犯罪事実に対する不服があっても、それを理由に控訴することはできないという制度である（刑事訴訟法350条の29、403条の2）（なお、訴訟手続の法令違反、量刑不当等を理由とする控訴は可能である。）。

量刑・控訴理由に制限を設けることで、犯罪事実及び情状の立証を簡略化することが期待され、捜査・公判の合理化が図られるとともに、被告人にとっても、立証負担の軽減（執行猶予の獲得を目指した情状立証は必要がなくなる。）・裁判手続からの早期解放（できる限り、起訴の日から、14日以内に第1回公判期日が開かれ、即日、判決を言い渡すこととされている（刑事訴訟法350条の21、350条の28、刑事訴訟規則222条の18）。）などのメリットが見込まれる。

第2編

外事犯罪 各論

(構成要件の概要、捜査方法、注意点、記載例等)

第1章 出入国管理及び難民認定法違反の罪

第2章 出入国管理及び難民認定法違反以外の罪

第3章 その他の資料編

第1章

出入国管理及び難民認定法 違反の罪

- 第1節 旅券不携帯罪
- 第2節 不法入国罪
- 第3節 不法上陸罪
- 第4節 不法在留罪
- 第5節 不法残留罪
- 第6節 集団密航助長罪
- 第7節 不法入国等の幫助的行為、予備的行為の罪
- 第8節 虚偽申請罪
- 第9節 資格外活動の罪
- 第10節 不法就労助長罪
- 第11節 在留カードに関する罪
- 第12節 その他の入管法違反の罪

第
1
節

旅券不携帯罪

1 概 要

外国人が我が国に滞在する場合、旅券を携帯しなければならないとされており（入管法23条1項本文）、これに違反すれば旅券不携帯罪が成立する（同法76条1号）。

なお、従前より、外国人登録証明書を携帯する場合には、旅券携帯義務は免除されていたが、平成21年の改正により同証明書に代えて新たに導入された在留カードを携帯する場合も、同様に旅券携帯義務は免除される（入管法23条1項但書）。

また、16歳に満たない外国人は、旅券や在留カードを携帯することを要しない（入管法23条5項）。

外国人が不法在留罪等で立件されたケースは、実務上ほとんどの場合、挙動不審者として警察官の職務質問を受けた外国人が旅券を所持していないことが判明し、旅券不携帯罪の容疑で最寄りの警察署等に任意同行を求められ、その際、入管当局に対して出入国記録を問い合わせた結果、不法在留あるいは不法残留などの事実が発覚したという経過をたどっている。

このように、旅券不携帯罪については、他の犯罪における発覚の端緒となることが多いのである。

旅券不携帯罪については、不法入国者であるが故に、旅券を携帯していなかった場合、同罪が成立するのか、換言すれば不可能を強いるものではないかとの問題がある。

しかしながら、不法入国者といえども本国の家族に依頼するなどして旅券を入手して携帯することが可能であること、また、外国人に旅券の携帯を義務づけた趣旨は、身分関係、在留の適法性を即時に把握、確認することを可能ならしめるためであり、他方、入国に当たって旅券を要求したのは、適正な入国管理が目的であって、その目的を異にすることから、不法入国者に対しても本罪が成立すると解されている。

第2章

出入国管理及び難民認定法違反以外の罪

- 第1節 旅券法違反
- 第2節 偽装結婚等
- 第3節 人身売買
- 第4節 マネーロンダリング
- 第5節 銀行法違反
- 第6節 不正輸出・不正輸入
- 第7節 外国公務員贈賄
- 第8節 海賊行為

第
1
節

旅券法違反

1 概 要

旅券法には、

- ① 旅券等の不正取得の罪（23条1項1号）
- ② 他人名義旅券等の行使の罪（23条1項2号）
- ③ 自己名義旅券等の譲渡、貸与の罪（23条1項3号）
- ④ 他人名義旅券等の譲渡、貸与、譲受け等の罪（23条1項4号）
- ⑤ 偽造旅券等の譲渡、貸与、譲受け等の罪（23条1項5号）
- ⑥ 旅券返納命令違反の罪（23条1項6号）
- ⑦ 失効旅券等の行使の罪（23条1項7号）
- ⑧ 渡航禁止、指定経由地以外への渡航の罪（23条4項1号、2号）

の各罪が規定されている。

①、④、⑤については営利目的による加重規定（旅券法23条2項）、①から⑤（④、⑤の所持に係る部分を除く）、⑦については未遂処罰規定（同条3項）が設けられている。

第3章

その他の資料編

第1節 外国人の氏名の記載（表記）方法

第2節 入管手続資料（2024年度版「出入
国在留管理（出入国在留管理庁編）
資料編」より）

第3節 入管法施行規則別記様式

第
1
節

外国人の氏名の記載（表記）方法

外国人の氏名の記載（表記）方法については、実務上、概ね、以下の要領によっている。

1 氏名の順序

基本的には、母国で用いられている「氏（姓）」・「名」の順序とする。一般に、欧米人であれば、「名（First name、Given name）」・「氏（姓）（Family name、Surname）」の順序であり、特定の国々では、ミドルネーム等が間に入ることもある。

中国や韓国等の漢字使用圏では、「氏（姓）」・「名」の順序となる。

本国で使用されている氏名の確認方法としては、出生証明書等自国から取り寄せた身上書類や旅券に記載されている表記や順序を確認することが一般的であり、通訳や被疑者本人に通常使用する氏名の順序を確認することも有効である。

外国人登録原票の氏名の順序については、統一されていないこともあることから、注意が必要である。

2 表記の方法

原則としてカタカナで表記し、中国や韓国等の漢字使用圏出身者については、漢字名とカタカナを連記する（ただし、在日外国人で漢字名を日本語読みにする者については、漢字表記のみでも可としている。）。

読み方については、通訳人を通じて被疑者本人に確認する、通訳人に出生証明書や戸口簿の記載を確認する、旅券等の氏名のスペルを確認する、辞典で確認するなどの方法が考えられる。

自称だけで本名を特定するだけの証拠に乏しい場合には、写真も添付する必要がある。

〔監修者・原著者・編著者紹介〕（令和7年5月現在）

〈監修者〉

植村 誠（元金沢地方検察庁検事正、公証人）

〈原著者〉

榎名 仁（元公証人）

西谷 隆（公証人）

〈編著者〉

石島正貴（名古屋高等検察庁刑事部長）

市原久幸（元名古屋高等検察庁金沢支部長、公証人）

鵜野澤亮（東京高等検察庁検事）

萩岡哲也（大阪地方検察庁検事）

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

外事犯罪捜査ハンドブック〔第3版〕

令和7年7月15日 第1刷発行

監修者	植村	誠
原著者	栞名	仁隆
編著者	西谷	貴
	石島	正久
	市原	幸亮
	鷗野澤	也雄
	萩岡	哲茂
発行者	橘	書房
発行所	立花	
東京都千代田区神田小川町3-28-2		
電話 03-3291-1561（代表）		
FAX 03-3233-2871		
https://tachibanashobo.co.jp		

平成29年4月20日 初版発行 令和2年3月1日 第2版発行
令和3年1月1日 第2版第3刷発行
© 2025 栞名・西谷・植村・石島・市原・鷗野澤・萩岡 印刷・製本 明和印刷
乱丁・落丁の際は本社でお取替いたします。